

平成27年3月3日設定
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正

東村山市パブリックコメントの実施に関する指針

第1 目的

この指針は、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例（平成25年東村山市条例第27号。以下「基本条例」という。）第9条に規定する情報共有及び第12条第2項に規定する市民参加の手法として、東村山市（以下「市」という。）が実施するパブリックコメントに関し必要な事項を定め、もって政策等の質的向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この指針における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント 市が基本的な政策等を形成する過程において、事案の趣旨や内容等を公表し、広く市民から意見を求め、市の考え方を公表するとともに、それを参考として意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

第3 対象

対象とする政策等は、実施機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるものとする。

- (1) 実施機関における基本的な政策等の策定又は改定
- (2) その他実施機関が特に必要と認めるもの

第4 政策等の案の公表

実施機関は、パブリックコメントを実施して政策等を策定する場合は、市民に対し、当該政策等の案及び当該政策等を理解するために必要な情報を公表するものとする。

- 2 前項の公表時期は、実施機関で意思決定をする前の適切な時期を選ぶものとする。
- 3 実施機関は、次の各号に掲げる方法を活用して公表するものとする。
 - (1) 市の広報紙への掲載
 - (2) 市ホームページへの掲載
 - (3) 別表に定める施設での閲覧又は配布
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が有効と認める方法

第5 意見の提出

実施機関は、政策等の案を公表した日から起算して20日を基本とし、市民から意見の提出を受けなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由により前記期間を確保できない場合は、この限りでない。

- 2 意見の提出は、書面により行うものとする。
- 3 意見を提出するもの（以下「提出者」という。）は、住所、氏名、連絡先等を明らかにするものとする。
- 4 意見の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

第6 意見の取扱い

実施機関は、提出された意見を考慮の上、意見に対する市の考え方を公表する。

- 2 前項の市の考え方には、次の各号に掲げる項目を盛り込むものとする。
 - (1) パブリックコメントの事案概要（件名、期間、意見の件数等）
 - (2) 提出された意見
 - (3) 前号に対する市の考え方
 - (4) その他、実施機関が必要と判断する項目
- 3 実施機関は、提出された意見の公表に当たっては、東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）及び東村山市情報公開

条例（平成10年東村山市条例第28号）の定めによらなければならない。

第7 政策等への反映

実施機関は、提出された意見を参考として、十分に考慮の上、政策等を決
定していくものとする。

第8 適用

この指針は、平成27年3月3日から適用する。

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

【改正内容】 別表施設一覧について、組織改正に伴い子育て支援課を地域子
育て課に変更

別表 施設一覧

| | 名称 | 住所 | 所管課 |
|----|---------------------------------------|-----------------|---------|
| 1 | 市情報コーナー | 本町 1-2-3 | 総務課 |
| 2 | いきいきプラザ総合窓口 | 本町 1-2-3 | 介護保険課 |
| 3 | ワングタワー内地域サービス 窓口 | 野口町 1-46 | 市民課 |
| 4 | 中央公民館 | 本町 2-33-2 | 公民館 |
| 5 | 萩山公民館 ¹⁾ | 萩山町 2-13-1 | |
| 6 | 秋津公民館 ¹⁾ | 秋津町 2-17-10 | |
| 7 | 富士見公民館 | 富士見町 5-4-51 | |
| 8 | 廻田公民館 ¹⁾ | 廻田町 4-19-1 | |
| 9 | 中央図書館 | 本町 1-1-10 | 図書館 |
| 10 | 富士見図書館 | 富士見町 1-7-35 | |
| 11 | ふるさと歴史館 | 諏訪町 1-6-3 | ふるさと歴史館 |
| 12 | 市民スポーツセンター ²⁾ | 久米川町 3-30-5 | 市民スポーツ課 |
| 13 | 多摩湖ふれあいセンター ²⁾ | 多摩湖町 1-18-16 | 市民協働課 |
| 14 | 恩多ふれあいセンター ²⁾ | 恩多町 5-40-1 | |
| 15 | 栄町ふれあいセンター ²⁾ | 栄町 2-25-5 | |
| 16 | 久米川ふれあいセンター ²⁾ | 久米川町 3-16-4 | |
| 17 | 青葉地域センター | 青葉町 3-30-3 | |
| 18 | 秋水園ふれあいセンター ²⁾ | 秋津町 4-24-12 | 廃棄物総務課 |
| 19 | 美住リサイクルショップ | 美住町 2-11-32 | ごみ減量推進課 |
| 20 | 社会福祉センター ²⁾ | 諏訪町 1-3-10 | 地域福祉推進課 |
| 21 | 子育て総合支援センター（こ ろころの森） ²⁾ | 野口町 1-25-15(2階) | 地域子育て課 |
| 22 | その他、実施機関が必要と認める施設 | | |

註 1) 公民館・図書館合築の施設は、1か所と算定

2) 指定管理者の管理による施設